

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
9	R6. 11. 25	R6. 12. 12	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	28	1															主税局荒川都税事務所事業税課	
10	R6. 11. 25	R6. 12. 12	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	20	1															主税局八王子都税事務所事業税課	
11	R6. 11. 25	R6. 12. 12	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	27	1															主税局立川都税事務所事業税課	
12	R6. 12. 2	R6. 12. 16	2011年度から2014年度にかけて、〇〇市の認可地縁団体「〇〇〇〇」の法人住民税の減免措置に係る文書					1												主税局八王子都税事務所事業税課	
13	R6. 12. 2	R6. 12. 16	2011年度から2014年度にかけて、〇〇市の認可地縁団体「〇〇〇〇」の不動産取得税の減免措置に係る文書					1												主税局資産税部固定資産税課	
14	R6. 12. 17	R6. 12. 24	標準宅地番号12-367、12-034に係る、平成30年、令和3年、令和6年、各基準年度標準宅地の鑑定評価書	24	1						1	1	1	1						主税局江東都税事務所固定資産税課	
																				<p>【不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影】 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び当該不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。</p> <p>【取引事例の地積及び取引時点】 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。</p> <p>公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）。</p> <p>公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない恐れがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたす恐れがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。</p>	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
15	R6. 12. 17	R6. 12. 25	標準宅地番号12-068、15-190に係る、平成30年、令和3年、令和6年、各基準年度標準宅地の鑑定評価書	24	1						1	1	1		1					【不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影】 偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び当該不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。 【取引事例の地積及び取引時点】 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）。 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない恐れがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたす恐れがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。	主税局品川都税事務所固定資産税課
16	R6. 12. 26	R6. 12. 27	東京都特別区令和6基準年度固定資産税路線価図（shapeデータ）	1	1															主税局資産税部固定資産評価課	

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。